

第2部 障がい者福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川」を基本理念として、3つの基本目標のもとに、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

基本理念

障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川

2 計画の基本目標

基本理念に基づき、前計画を継承し、3つの基本目標のもとに、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指します。

基本目標1 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分自身の生き方を主体的に選択・決定し、必要な援助を受けながら自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

基本目標2 いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）

障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように、高齢者なども含めたすべての方にやさしいまちを築くことが大切です。まずは、障がいのある人も気軽にまちに出ることが、ノーマライゼーションの第一歩です。そして市民一人ひとりがともに尊重し合い、支え合う気持ちがこれを推進していきます。

基本目標3 支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）

障がいのある人が、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実に努めます。

各種の福祉サービスについても、その内容や効率性とのバランスを考慮しつつ、障がいのある人にとって利用しやすい場所で提供できるように努めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標			分野	施策項目
障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川	基本目標1	基本目標2	基本目標3	生活支援	相談支援体制の充実
					在宅福祉サービスの充実
					障がい児支援の充実
	住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまち（自立支援体制の推進）	いきいきと社会参加できるまち（ノーマライゼーション社会の推進）	支え合い、共に生きるまち（障がい福祉環境の整備）	保健・医療	保健・医療サービスの充実
					地域リハビリテーション及び医療の充実
					精神保健と難病疾患対策の推進
	教育、スポーツ・文化活動等の振興			雇用・就業、経済的自立の支援	インクルーシブ教育の推進
					スポーツ・文化活動等の振興
	生活環境			雇用・就業、経済的自立の支援	障がい者雇用の促進
					経済的自立の支援
福祉のまちづくりの推進					
情報アクセシビリティ			生活環境	居住環境の整備・バリアフリー化の促進	
				移動交通手段の充実	
				情報収集・提供の充実	
安全・安心			情報アクセシビリティ	コミュニケーション支援の充実	
				防災対策の推進	
差別の解消及び権利擁護の推進			安全・安心	防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	
				障がいを理由とする差別解消の推進	
行政サービス等における配慮			差別の解消及び権利擁護の推進	権利擁護の推進	
				行政サービス等における配慮	

第2章 分野別施策の方向

1 生活支援

【基本的考え方】

- 障がい者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制作りを構築していきます。
- 障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。
- 障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

■ 現状と課題 ■

相談支援は、障がい者が最も利用したいサービス（P18 参照）です。

本市では、委託相談支援事業所「きらり」を設置し、障がい者の地域生活を支援しています。

「きらり」のほかにも以下のような相談に対応する機関があり、障がい者からの各種相談に対応しています。

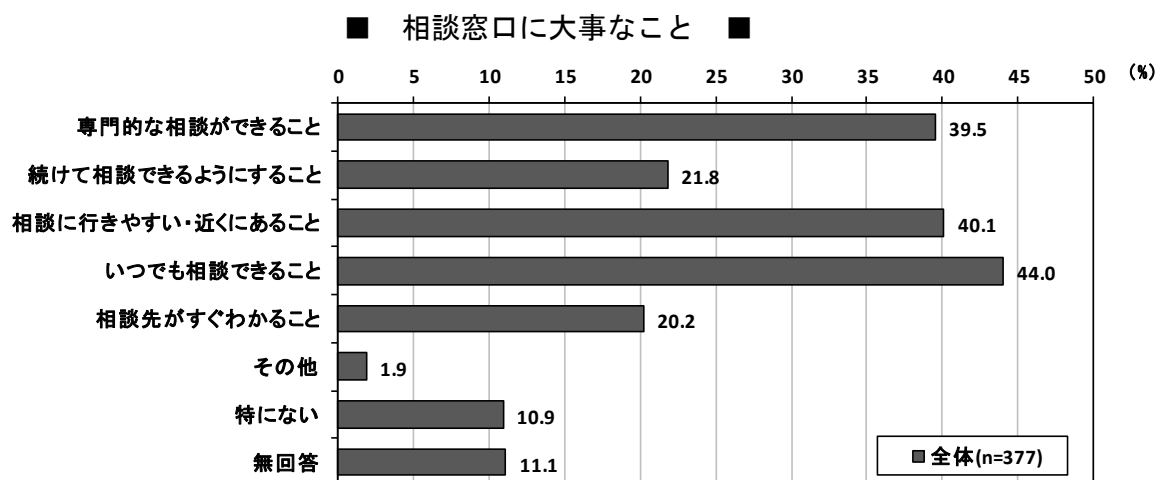
(障がい者相談) きらり、さくら、健康荘、柳川療育センター、プラン柳川

(障がい児相談) 柳川療育センター、りんどう、プラン柳川

加えて、本市には10名の身体・知的障がい者相談員が登録しており、障がい者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っています。毎月第二土曜日に総合保健福祉センターで障がい者相談の場を設けています。

しかし、障がい者からのすべての相談に対応するには、基幹相談支援センターの設置の検討、指定特定相談支援事業所の不足などの課題の解消に取り組む必要があります。

なお、障がい者調査によると、相談窓口に大事なこととしては、「いつでも相談できること」、「相談に行きやすい・近くにあること」、「専門的な相談ができること」などが多くあげられています。



【 具体的な施策 】

施策	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法に基づく相談支援事業を展開していくために、適正な職員配置をし、福祉事務所が障がい者福祉全般についての「総合相談窓口」の役割を果たすよう図り、各種福祉相談・手続きについては、関連部局との連携を図ります。 ● 障がい者の地域生活を支援するために、個々の障がい者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の活用等総合的かつ継続的な支援の実施ができるように努めます。 ● 日常生活等における一般的相談に加え、専門的な相談にも応じられるよう、委託相談支援事業者との連携を図りながら、相談支援事業の機能強化を図ります。 ● 委託相談支援事業者等職員自らが、個別一貫対応の相談（障がい者ケアマネジメント）の重要性を認識しながら業務を遂行し、研修等への積極的な参加を図ります。 ● 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、及び障がいのある人の支援やサービスを実施している地域活動支援センター等の社会福祉法人やNPO法人、民間事業者等の存在や相談・支援活動について、広く周知を図り、障がいのある人やその家族による利用を促進します。 ● 障がい者自らが相談員としての役割を担うピアカウンセリング（※）制度の導入を検討します。
専門的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健、医療、福祉、療育、教育等、各機関と連携し相談体制の充実を図ります。 ● 障害者支援協議会等で相談支援事業の評価や地域関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議の場として、良質な相談、援助を展開できるよう他関係機関との連携を図ります。 ● 精神障がいのある人に対する医療受診、社会復帰、日常生活等に関する相談は、保健福祉環境事務所と協力連携します。

（※）ピアカウンセリングとは、障がい者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ることです。ピアとは、「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること・同じ立場であること」を意味します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、利用している・利用したい障がい福祉サービスは以下のとおりです。今後利用したいサービスとしては、「福祉タクシー料金助成」が最も多くなっています。

【障がい者】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
相談支援事業…………… 7.4%	福祉タクシー料金助成…………… 28.9%
補装具費支給…………… 6.6%	居宅介護…………… 26.0%
福祉タクシー料金助成…………… 6.4%	相談支援事業…………… 25.5%
生活介護…………… 5.6%	自立訓練（機能訓練）…………… 22.0%
自立訓練（機能訓練）…………… 5.0%	生活介護…………… 21.8%

【障がい児】

現在利用	今後利用意向
日中一時支援…………… 39.6%	相談支援事業…………… 52.8%
放課後等デイサービス…………… 35.8%	放課後等デイサービス…………… 52.8%
相談支援事業…………… 30.2%	日中一時支援…………… 45.3%
児童発達支援…………… 24.5%	行動援護…………… 41.5%
短期入所…………… 11.3%	移動支援事業…………… 34.0%

本市では、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、共に支えあうまちを実現するために、利用者本位の考え方にたち、障がい者の多様なニーズに対応できるよう、在宅福祉サービスの充実に努めてきました。

在宅福祉サービスについては、役所の窓口はもちろん、市の広報紙やホームページ等のあらゆる機会を通じて、広く周知を図っています。

加えて、市内全域の福祉サービス事業所で構成する「福祉ネットワーク柳川」協議会を開催し、関係機関との協力・連携を強化し、周知活動を行っています。

今後とも、障がい者が必要とする時に、いつでも、どこでも、在宅福祉サービスを受けることができるよう、さらなる充実に努めていく必要があります。

【 具体的な施策 】

施 策	内 容
障害者総合支援法の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」について、障がい者への情報提供やサービスに関する相談を行い、制度の円滑な実施に努めます。 ● 「障害者総合支援法」による移動支援や余暇支援等のサポート体制の充実を図ります。
ホームヘルプサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間指定事業者の活用を推進し、事業者との協力・連携を強化し、良質なホームヘルプサービスの提供に努めます。
ショートステイ事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域においてレスパイト的サービスが受けられるよう「日中一時支援事業」の活用を推進します。
補装具・日常生活用具の給付等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 補装具の情報の周知、相談の充実を図ります。 ● 日常生活用具給付サービスについての周知徹底を図り、障がいのある人の日常生活での自立を促進します。
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業における必須事業（相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付等事業等）の充実、またその他の事業についても、ニーズ等を勘案しながら事業の実施を検討します。

(3) 障がい児支援の充実

■ 現状と課題 ■

改正障害者総合支援法、改正児童福祉法により、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、子どもの最善の利益の保証とともに共生社会の実現に向けた支援が求められています。

障がいの早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関・療育機関・教育機関・行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導、さらに、ライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるようさらなる体制整備を図っていく必要があります。

サービスを必要としている児童は年々増加傾向にあり、提供事業所が不足している状況もみられることから、福祉サービスの充実・強化に努めるとともに、提供事業所の整備を図る必要があります。

【 具体的な施策 】

施策	内容
地域療育体制の確保	<ul style="list-style-type: none">● 関係機関との連携による総合的な障がい児子育て相談の充実を図ります。● 早期発見・早期療育体制を確立するため、市、保健福祉環境事務所、病院、施設等との連携による広域的な療育システムを整備します。
連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none">● 子育て支援課、教育委員会、福祉事務所等によせられる相談等に対する連携体制の強化を図り、就学前療育・教育から就学後療育・教育へのスムーズな移行や親と子のケア体制の充実等、療育体制の充実を推進します。● 療育事業を実施する事業者と市が連携し、障がい者団体との連携強化を図ります

2 保健・医療

【基本的考え方】

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。
- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

(1) 保健・医療サービスの充実

■ 現状と課題 ■

各種健康診査・検診は、リスクを早期に発見して疾病等の発症を予防するとともに、疾病の早期発見による重症化の予防の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結びつける機会でもあります。

本市では、以下のような取組をしています。

- 各種健康診査・健診を広く周知し受診率の向上に努め、保健師等による健康指導を行い、生活習慣病などの重症化予防に努めています。
- 産婦人科等との連携により、ハイリスクの妊産婦について、本人の同意のうえで情報提供を共有し、訪問指導等の支援につなげています。
- 乳幼児健康診査でフォローが必要な子どもに対し支援を継続しています。また、幼児健康診査で、ことばや情緒面の発達の遅れが疑われた子どもに対し、発達相談を実施し、必要に応じて医療機関等につなげていますが、家族や保護者の協力が得られないケースへの対応が検討課題となっています。

健康の保持、障がいの原因となる疾病等の早期発見のために、保健・医療の体制の整備・充実に努めるとともに、高齢化が進展する中で、障がいの重症化・重複化の予防及びその対応が求められています。

【 具体的な施策 】

施 策	内 容
障がいの早期発見体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等に力を入れ、保健福祉環境事務所での療育相談等の充実を図ります。また、「障がいの早期発見・早期対応等の促進」の視点での取組を各事業に当てはめて再検討します。 ● 幼児健康診査（4か月健康診査・10か月健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）でことばや情緒面の発達の遅れが疑われた子どもに対し、発達相談の充実を図ります。子育て相談の場で発達を促すための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては医療機関等につなげていくよう努めます。また、保健福祉環境事務所と連携し、低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導に力を入れます。 ● 生活習慣病等による障がいの発生を予防するために、成人に対する健康診査、健康相談、健康指導等の充実を図ります。特に健診後の保健指導に力を入れていきます。
療育等、障がいへの早期対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療や障がいの軽減のための医療機関や訓練機関等の紹介に努めます。
在宅保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携をとりながら保健師、看護師による訪問指導等の保健事業の充実を図ります。
保健・医療・福祉の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関や保健福祉環境事務所、県等の関係機関と連携を取りながら相談体制の確立を図り、より良い支援策のあり方についても、それら関係機関との連携を強化します。
医療費助成制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健に関する「自立支援医療制度」等の各種の医療費助成制度や「重度心身障害者医療費支給制度」の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。

(2) 地域リハビリテーション及び医療の充実

■ 現状と課題 ■

障がい者を軽減し地域での自立を促進するためには、リハビリテーション及び医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

障がい者にとってのリハビリテーション及び医療の充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものであることから、医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割の中で障がい者一人ひとりのニーズに対応したリハビリテーション及び医療の充実に努めていくことが必要です。

【 具体的な施策 】

施策	内容
相談や情報提供の充実	● 障がいのある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを、利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実に努めます。
医療機関、福祉施設との連携	● 医療機関における治療から機能訓練にスムーズに移行できるよう、医療機関や訪問看護ステーション、福祉施設との連携を強化します。

(3) 精神保健と難病疾患対策の推進

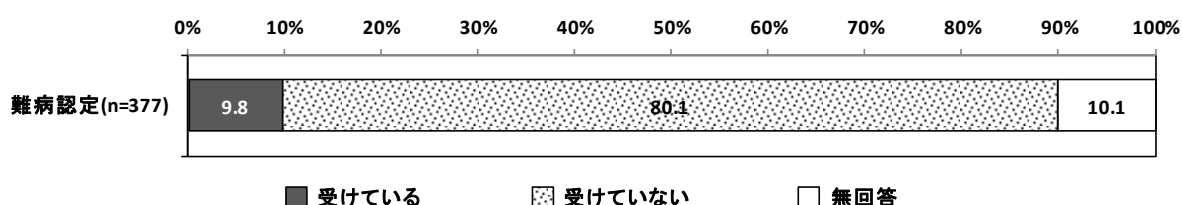
■ 現状と課題 ■

精神保健は、精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。こうしたことから、精神障がいの発生予防・早期発見のため、精神保健相談や健康教育、訪問指導といった保健事業の充実が求められています。

障害者総合支援法により、障がいのある人の範囲に難病等の人たちも加わり、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。平成29年4月からは、対象となる疾病が358に拡大されたことから、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

また、障がい者調査によると、障がい者の9.8%が難病認定を受けています。

【障がい者調査による難病認定】(再掲)



【具体的な施策】

施策	内容
障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障がい者が継続して地域で生活できるよう訪問指導を行い、病状が悪化する前に早期に適切な支援につなぎます。 ● 居宅介護などの訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の充実を図ります。
グループホームの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 退院後の精神障がい者が地域での生活を円滑に行えるよう、グループホーム等障がい福祉サービス事業者に対し、精神障がいへの理解の促進に努めます。

3 教育、スポーツ・文化活動の振興

【基本的考え方】

- 障がいのある幼児や児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がいのある幼児や児童生徒が、障がいのない幼児や児童生徒とともに学ぶことができるよう、教育内容・方法の改善充実等を図ります。
- 障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(1) インクルーシブ教育の推進

■ 現状と課題 ■

障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立し社会に参加するために必要な能力を養うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた、きめ細かな教育を行う必要があります。

インクルーシブ教育（障がいのあるなしによらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできる教育）においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そのためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となっています。

また、障がいのある子ども一人ひとりの能力、特性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応・指導を行うためには、教職員の資質・指導技術の向上が何よりも重要です。特に、小・中学校では学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD/HD）、高機能自閉症など対象となる児童・生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

平成29年では、特別支援学校の在籍者数は64人、特別支援学級の在籍者数は、小学校が21クラス、59人、中学校が12クラス、42人、通級指導を受けているのは2クラス、16人となっています。

■ 特別支援学校在籍者数（平成29年5月1日） ■

（単位：人）

	柳川市の在学者数			合計
	小学部	中学部	高等部	
柳河特別支援学校	4	7	6	17
筑後特別支援学校	8	10	29	47
合計	12	17	35	64

（平成29年5月1日現在）

■ 小・中学校の特別支援学級の状況 ■

(単位：クラス・人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	学級数	16	16	16	16	17	19	19	21
	児童数	36	39	36	37	41	53	52	59
中学校	学級数	6	7	7	8	9	9	9	12
	児童数	17	18	15	22	23	26	24	42

(各年度5月1日現在)

■ 通級指導の状況 ■

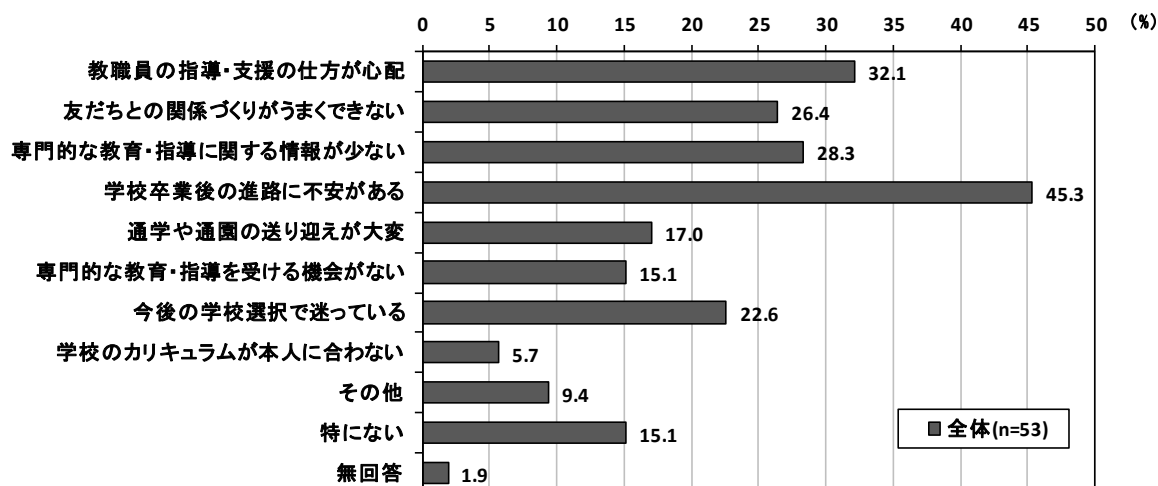
(単位：クラス・人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	学級数	0	0	1	1	2	2	2	2
	児童数	0	0	7	6	17	17	17	16

(各年度5月1日現在)

また、心身障がい児調査によると、学校教育について困っていることとしては、「学校卒業後の進路に不安がある」が45.3%と最も多くなっています。次いで「教職員の指導・支援の仕方が心配」(32.1%)、「専門的な教育・指導に関する情報が少ない」(28.3%)、「友だちとの関係づくりがうまくできない」(26.4%)となっています。

■ 学校教育について困っていること ■



【 具体的な施策 】

施策	内容
就学相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学に際しては、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズと、本人及び保護者の希望等を総合的に判断し、適切に就学相談に応じられるよう努めます。 ● 医師（学校医）、教職員、福祉関係機関職員等、広く専門家の意見を聞くことの必要性から、教育委員会の諮問機関として設置されている「柳川市教育支援委員会」の存在と内容について、周知に努めます。
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校・中学校の修了時には、児童・生徒の教育的ニーズと、本人・保護者の希望等を総合的に判断し、適正な進路の選択ができるよう、就学相談、特別支援学級や学校の見学を行う等指導の充実を図ります。 ● 児童・生徒の進路先の学校、福祉関係機関、事業所等との情報交換・連携をとり、進学・就職後の障がい児の状況把握に努めます。
教員の資質・力量の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会等を通じ、特別支援学級、通常学級及び通級指導教室担当教員の資質・力量の向上を図ります。 ● 特別支援教育を学校全体で推進するよう、教職員全体の理解を深めます。 ● 特別支援教育支援員の資の向上を図るため、その研修の機会の確保について検討します。 ● LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等に対する理解を深めるための教職員の研修の実施を図ります。特に各校に即した内容での研修について検討します。
福祉用教材の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉用教材について周知徹底を図り、その利用を促進します。 ● 障がい児とその保護者のニーズに十分耳を傾け、教材の種類・内容・質についての充実を図ります。 ● 福祉用教材の開発・製作について、学校、図書館、社会福祉協議会等関連機関の連携を図ります。 ● 絵本の読みきかせ、また特別支援学級訪問等の、図書館活動の充実を図ります。
学校設備・備品の改良	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒のニーズに応じて、スロープやトイレ等の整備を行ったり、学習机・いす等を特注したりする等、学校の設備・備品等の改良を進めます。
交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学級設置校を中心に、日常的な交流教育の充実を図ります。 ● 障がい児と健常児の日常的な交流促進を図ります。 ● 長期休暇における障がい児の居場所を確保するためのサマースクールについて、その運営方法・場所等を含めて検討します。

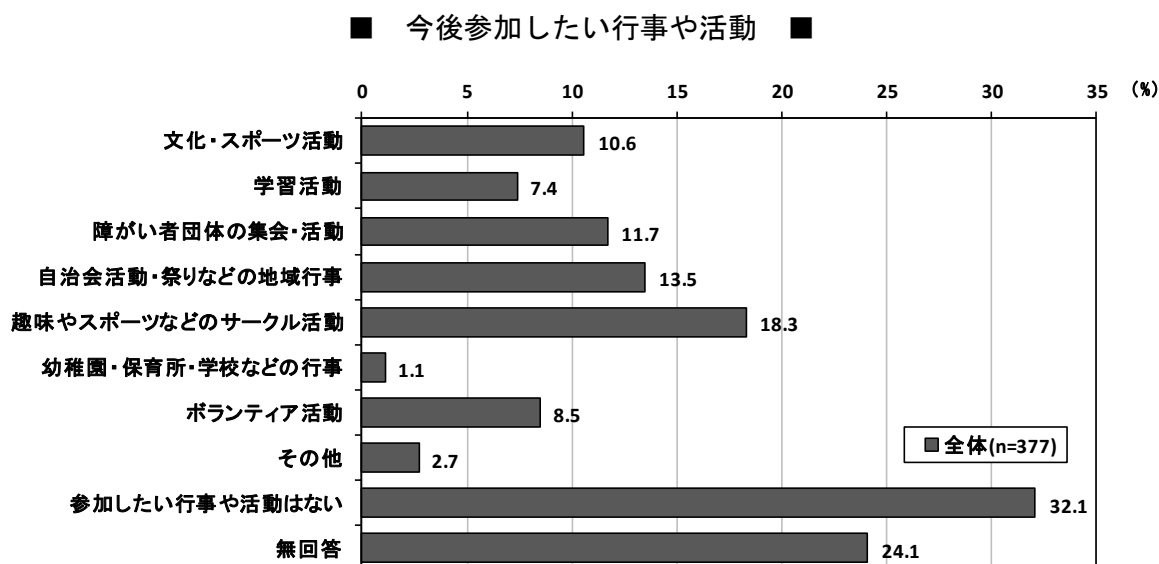
(2) スポーツ・文化活動等の振興

■ 現状と課題 ■

スポーツ活動は、障がいのある人の体力維持・増強だけでなく、機能訓練や機能回復についても役立ち、文化活動と合わせて、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのない人との交流や相互の理解を深めるという点でも極めて有効です。

本市では、身体障がい者、一般市民に広く参加を呼びかけ運動会を、毎年10月に開催しています。平成28年度からは「防災運動会」として、競技を楽しみながら防災意識も高めてもらっています。この運動会には、市内の高校生などの学生にもボランティアとして参加しており、障がい者・児への理解を促すことも目的としています。

また、障がい者調査によると、今後、地域とのつながりの場として参加したい行事や活動としては、「趣味やスポーツなどのサークル活動」(18.3%)や「自治会活動・祭りなどの地域行事」(13.5%)等が多くなっており、スポーツ活動や趣味などの文化活動への参加意向が強くなっています。



【 具体的な施策 】

施策	内容
スポーツ・文化活動等への参加しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人を対象にしたスポーツ大会の周知を図り、参加を促進します。 ● 障がいのある人が講座、サークル活動等に参加しやすい環境の整備と、参加の啓発を行います。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

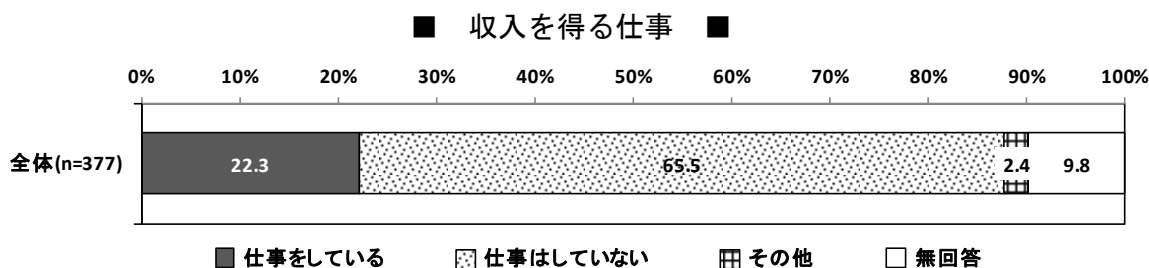
【基本的考え方】

- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。
- 雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

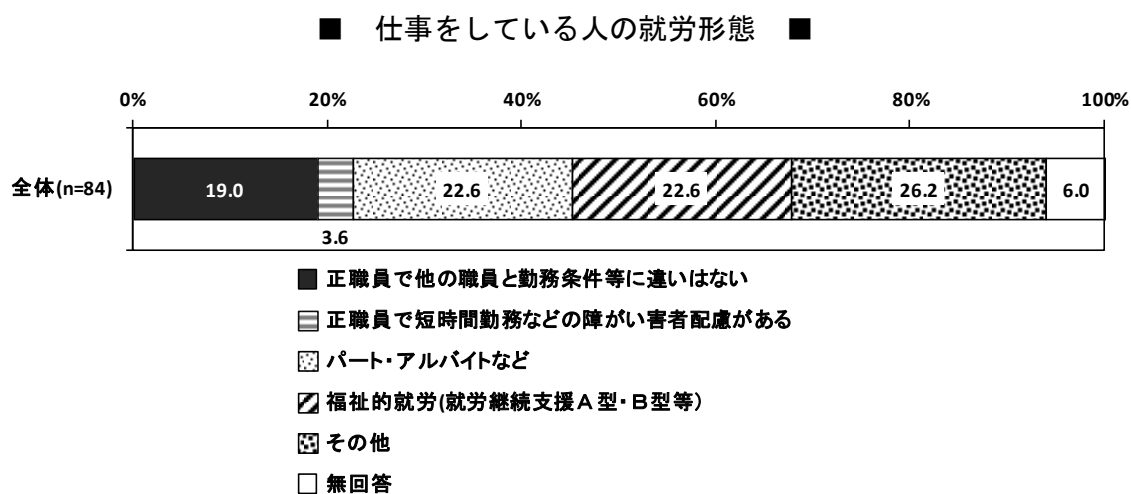
(1) 障がい者雇用の促進

■ 現状と課題 ■

障がい者調査から今後したい活動をみると、収入を得る仕事については、全体では、「仕事をしている」は22.3%ですが、30歳代以下で54.2%、40歳代で35.7%、50歳代で34.7%と多くなっています。

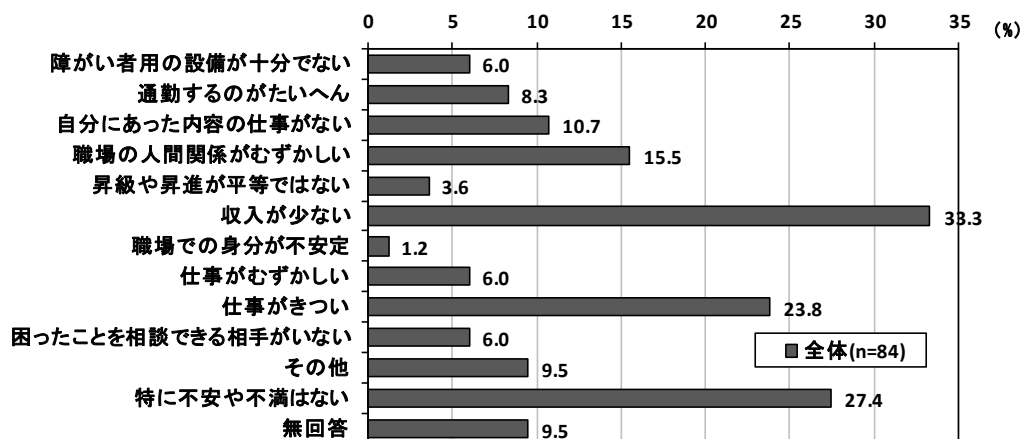


仕事をしている人の勤務形態としては、「福祉的就労(就労継続支援A型・B型等)」と「パート・アルバイトなど」が22.6%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が19.0%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」が3.6%となっています。



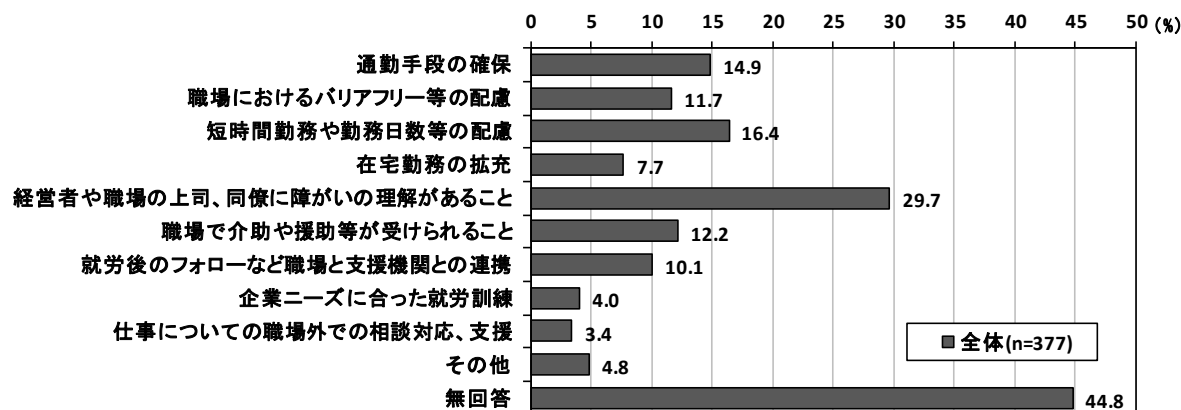
仕事をするうえで不安や不満を感じることは、「収入が少ない」が 33.3%と多く、次いで「仕事がきつい」(23.8%) となっています。その一方で「特に不安や不満はない」も 27.4%と多くなっています。

■ 仕事をするうえで不安や不満を感じること ■



障がい者の就労支援として必要なこととしては、「経営者や職場の上司、同僚に障がいの理解があること」が 29.7%と最も多くなっています。次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(16.4%)、「通勤手段の確保」(14.9%) となっています。

■ 障がい者の就労支援に必要なこと ■



障がい者の就労については、障害者自立支援協議会の「しごと支援部会」において、就労支援に向け連携し、雇用、教育、福祉等の地域の関係機関が障がい者の就労支援に関し、切れ目のない一貫した支援を目指し、連携を強化しています。

しかし、民間事業所では、法定雇用率 2.0%に対し平均で 1.21%となっており、法定雇用率を下回っています。雇用率の向上に向け、広報等や商工会議所を通じ、民間事業所に対する障がい者の雇用についての啓発を強化する必要があります。

また、平成 29 年 6 月 1 日現在、市役所等に求められている法定雇用率は 2.3%ですが、雇用率 2.83%、市教育委員会では法定雇用率 2.2%に対し雇用率 3.64%でいずれも法定雇用率を上回っています。

今後は、民間事業所に対する障がい者の雇用についての啓発を強化するとともに、医療機

関との連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを促進する必要があります。

また、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、福祉的就労は、訓練を受ける場また、働く場として重要な役割を果たしています。

就労継続支援がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

市では発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所へ優先的に発注を行っていく必要があります。

【 具体的な施策 】

施 策	内 容
雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市及び市の関連機関が率先して障がいのある人の雇用の拡大を図ります。
障がい者職業相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク（公共職業安定所）と協力し、障がい者職業相談事業の充実を図ります。
民間事業所への啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報、パンフレット等を通じ、また商工会議所を通して、民間事業所に対する障がいのある人の雇用についての啓発活動に努めます。 ● 企業等における障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク（公共職業安定所）と連携を取りながら理解を求めます。
就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労相談、就労訓練、企業等との連携等、障がいのある人の就労支援を強化します。 ● 障がいのある人の自立支援や就労等の選択肢を拡大しつつ、障がいのある人が適性に応じ、障がいのない人たちとともに働ける体制を検討します。
各種職業訓練所の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク（公共職業安定所）と連携・協力して、職業訓練所の紹介と利用促進を実施します。
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労継続支援サービスを提供する事業所の確保に努めます。 ● 就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般企業への就労が困難な障がい者の就労の場の充実に努めます。

■ 大牟田公共職業安定所管内における産業別・規模別就職状況 ■

(単位：人)

区分	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者			
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	
産業	農業	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	鉱業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	建設業	1	3	2	0	0	0	3	0	3
	製造業	16	14	11	8	6	5	10	9	9
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	情報・通信業	2	0	1	0	0	0	0	1	2
	運輸業、郵便業	1	3	4	0	2	0	3	2	5
	卸売業・小売業	5	15	8	5	9	4	11	12	9
	金融業・保険業	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	1	1	0	0	0	1	0	1	1
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	4	3	3	2	1	0	9	3	2
	生活関連サービス業、娯楽業	2	0	0	1	0	0	4	4	2
	教育、学習支援事業	2	2	0	0	0	0	1	0	2
	医療、福祉	44	48	55	20	13	17	85	103	81
	複合サービス業	0	1	0	1	0	0	2	1	1
	サービス業	3	5	7	0	1	2	4	8	9
	公務・その他	4	2	2	1	0	0	0	0	1
	合計	87	98	94	38	32	29	133	145	130
	企業規模	49人以下	37	49	53	22	13	14	100	112
50人～55人		0	3	6	0	0	1	2	3	4
56人～300人		28	20	16	9	7	8	19	14	21
301人以上		22	26	19	7	12	6	12	16	8

資料：大牟田公共職業安定所

(2) 経済的自立の支援

■ 現状と課題 ■

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

今後も引き続き、障害年金や各種手当で制度のほか、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努める必要があります。

【 具体的な施策 】

施策	内容
年金・手当等の制度の周知徹底と利用の促進	<ul style="list-style-type: none">● 各種年金・手当・助成制度について、周知に努力し、その利用の促進を図ります。

5 生活環境

【基本的考え方】

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ（※）に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

（※）アクセシビリティとは、高齢者、障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいいます。

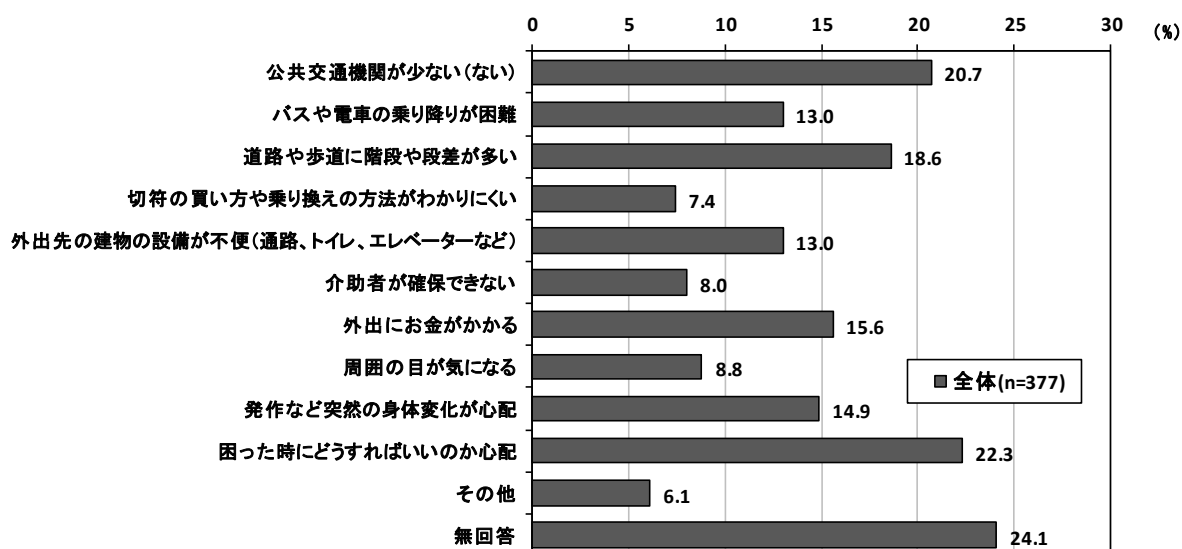
（1）福祉のまちづくりの推進

■ 現状と課題 ■

障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、公共交通の整備、道路や公共施設での段差の解消などバリアフリー化、誰もが自由に快適に利用できるユニバーサルデザインに基づくまちづくりが求められています。

障がい者調査によると、外出する時に、困ることや心配なこととしては、「困った時にどうすればいいのか心配」(22.3%)をはじめとして、「公共交通機関が少ない(ない)」(20.7%)、「道路や歩道に階段や段差が多い」(18.6%)などが多くなっています。

■ 外出する時に困ること ■



本市では、障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、様々な対策を講じています。

- 平成 29 年度は柳川市自立支援協議会で、別府と嬉野バリアフリースターセンターから講師を招き、バリアフリーについての講演会を開催し、約 160 名の参加がありました。

- 障害者差別解消法や身体障害者補助犬法等について、店舗やレストランなどへの周知・啓発の徹底を図っています。
- 柳川駅周辺整備では、鉄道事業者も一緒となり、関係団体を含む障がい者の方々と意見交換や試験施工を行い体験してもらいました。今後、改修等に合わせ環境改善・整備を行う場合は、関係団体を含む障がい者の方々と意見交換を含む積極的な参画の場を設けることが必要と考えます。
- 公園のトイレについては、改修に合わせ場所等勘案し、多目的トイレの設置を進めており、それに合わせ周辺の段差解消を実施しています。

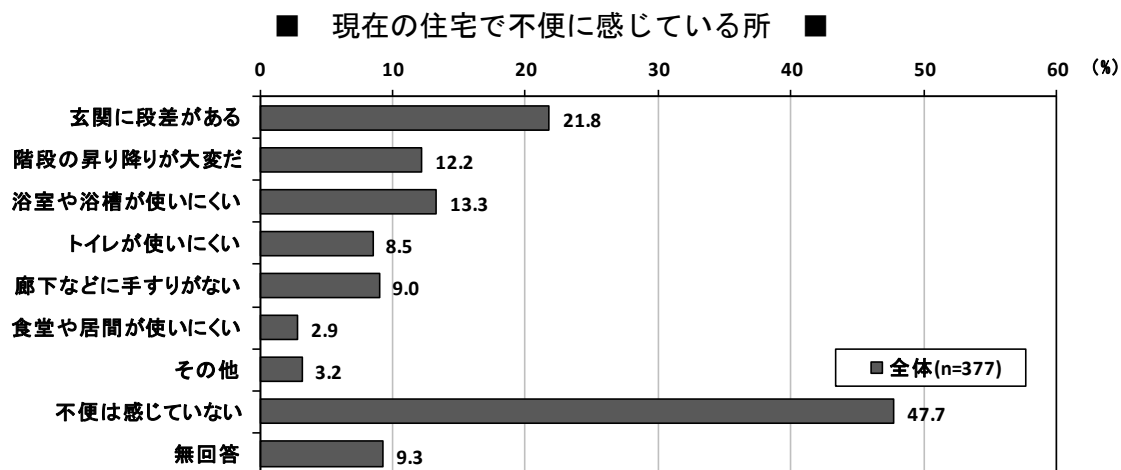
【 具体的な施策 】

施 策	内 容
公共的機関等への理解の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内公共的機関・施設に対して「身体障害者補助犬法」、「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」の内容等に基づき、障がいのある人への理解、バリアフリーのまちづくりについての協力を要請します。 ● ショッピングセンター、レストラン等の事業者のみならず広く市民全体に対して「身体障害者補助犬法」の内容についての周知・啓発を行い、盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴が円滑に実現するよう配慮します。
「ユニバーサルデザインの都市づくり」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、公園、公共的施設及びその周辺等の都市空間の環境を総点検し、高齢者、障がいのある人を含めた「市民にとってやさしいまち」を目指しての環境改善を図ります。 ● ユニバーサルデザインに基づく、施設案内、通路案内等サインを整備します。 ● 公共施設の改修時や道路の改良時に段差の解消等に努めます。 ● 当事者である障がい者に、まちづくりに積極的な参画をしていただきながら暮らしやすい環境整備を図ります。
幹線道路等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道、県道、市道の歩道段差・勾配の改善及び通行に支障になる電柱の移設等について、関係機関に働きかけます。
公園等オープンスペースの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園について、入り口の段差の解消、車止め問題の解決、障がい者用トイレの設置等の整備に努めます。 ● 海岸、河川の護岸の整備において、スロープ、手すり等の設置について、県に働きかけていきます。

(2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進

■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、現在の住宅で不便を感じている点としては、「玄関に段差がある」(21.8%)を筆頭に、「浴室や浴槽が使いにくい」(13.3%)、「階段の昇り降りが大変だ」(12.2%)などが多く、住環境のバリアフリー化が、今後の大きな課題といえます。



本市では、住み慣れた家で生活できるよう住宅改造費用助成制度等において、バリアフリー化を推進しています。

こうした制度については、窓口や市の広報誌、ホームページ等のあらゆる機会を通じて、周知を図っています。しかし、制度の周知が、必ずしも十分でない可能性もあるため、今後とも周知の徹底に取り組む必要があります。

【 具体的な施策 】

施策	内容
住宅関係助成制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅改造費用の助成制度の周知を図るとともに、ニーズに沿った住宅の改修ができるよう、必要に応じて各専門スタッフとの連携を図ります。

(3) 移動交通手段の充実

■ 現状と課題 ■

障がい者調査によると、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない（ない）」や「バスや電車の乗り降りが困難」が多くあげられています。(P17 参照)

本市では、障がい者の負担を軽減し福祉の増進を図るため、福祉タクシーの助成や自動車改造費の助成、移動支援事業等を行っています。

また、柳川駅周辺整備では、駅舎の改築にあわせて、周辺地域に点字誘導ブロック、点字案内板の設置について協議を行いながら、一体となった整備を行いました。

今後は、駅周辺にとどまらないバス停留場の全域的な整備を検討するなど、障がい者だけでなく、すべての人に使いやすい交通網の整備を検討する必要があります。

【 具体的な施策 】

施策	内容
交通拠点の整備	<ul style="list-style-type: none">● 鉄道駅、バス停留所等での障がい者対応のコミュニケーション設備（点字案内板、音声発生装置等）の整備を交通事業者に働きかけていきます。
公共的交通機関の福祉的対応の促進	<ul style="list-style-type: none">● 福祉タクシーの助成事業を継続していきます。● バス事業者に、低床バス導入を促します。● バス事業者に、バスの行き先の車外放送の実現等、コミュニケーション設備の充実を促します。● 鉄道事業者に、電車内の電光掲示板設置、きめの細かい車内アナウンス等、コミュニケーション設備・機能の充実を促します。
自動車運転免許取得・改造費用等の助成の充実	<ul style="list-style-type: none">● 肢体不自由者を中心にした身体障がい者個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得・改造費用等の助成の充実を図ります。

6 情報アクセシビリティ

【基本的考え方】

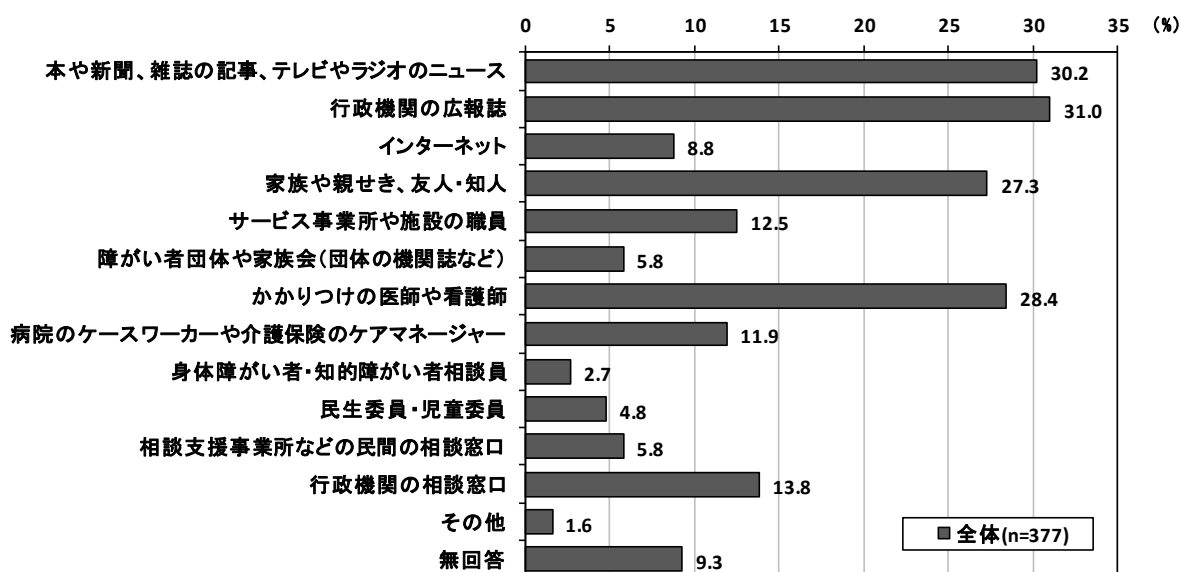
- 障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。
- 障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報収集・提供の充実

■ 現状と課題 ■

障がい者調査による、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先としては、「行政機関の広報誌」(31.0%)が最も多くなっています。次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(30.2%)、「かかりつけの医師や看護師」(28.4%)、「家族や親せき、友人・知人」(27.3%)などが多くなっています。

■ 福祉サービスなどの情報の入手先 ■



このように情報提供において、行政機関の果たす役割が大きいことから、本市では、福祉サービスや市政等に関する情報ははじめとして、各種の情報を市の窓口や広報誌、ホームページなどを活用して周知に努めています。しかし、発信する情報量がかなり多いため、障がい者が必要とする情報を入手する環境は、必ずしも十分なものとはいえません。

こうしたことから、今後も、障がい者の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションを実現するために、情報通信における情報アクセシビリティの向上が求められています。

【 具体的な施策 】

施策	内容
サービス等に関する情報の充実と周知の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人に対する各種サービスの出発点となる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付についての周知を徹底します。 ● 『広報やながわ』、各種パンフレット、チラシ、電話・FAX、相談窓口等を活用し、各種福祉サービス等の情報の充実とその周知を徹底します。
視覚障がい者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 拡大写本図書、点訳図書、音声図書、対面朗読等、図書館のサービスの充実を図ります。

(2) コミュニケーション支援の充実

■ 現状と課題 ■

視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本市では、意思疎通支援事業で手話通訳派遣などを行って、障がい者のコミュニケーションを支援していますが、十分に活用されているとはいえません。

今後も引き続き、事業の周知を図るとともに、それに必要な手話通訳者、点訳者、要約筆記者等の人材の育成が必要となっています。

【 具体的な施策 】

施策	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話通訳者、要約筆記者の養成に努め、派遣制度の整備を図ります。

7 安全・安心

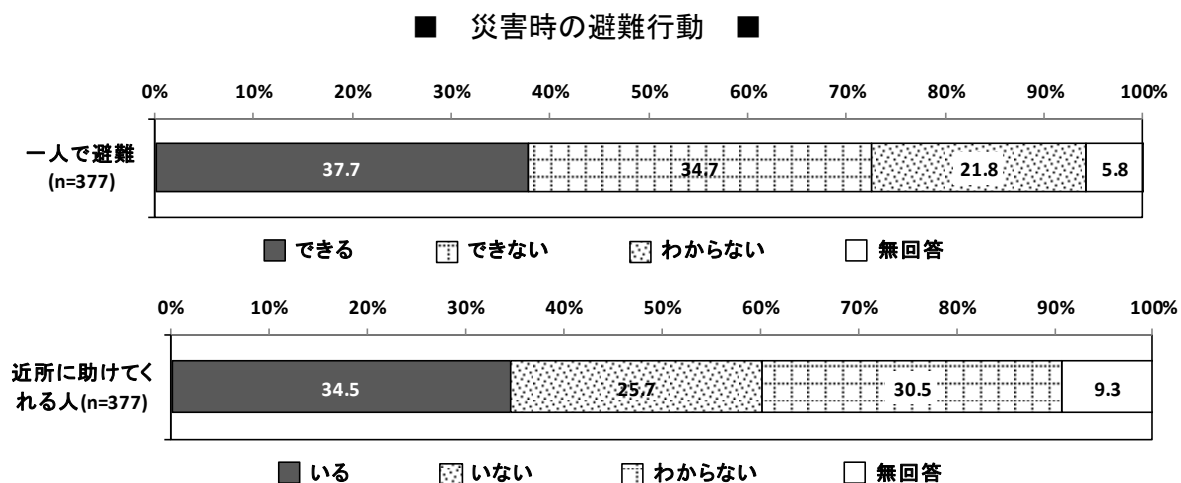
【基本的考え方】

- 障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。
- 障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

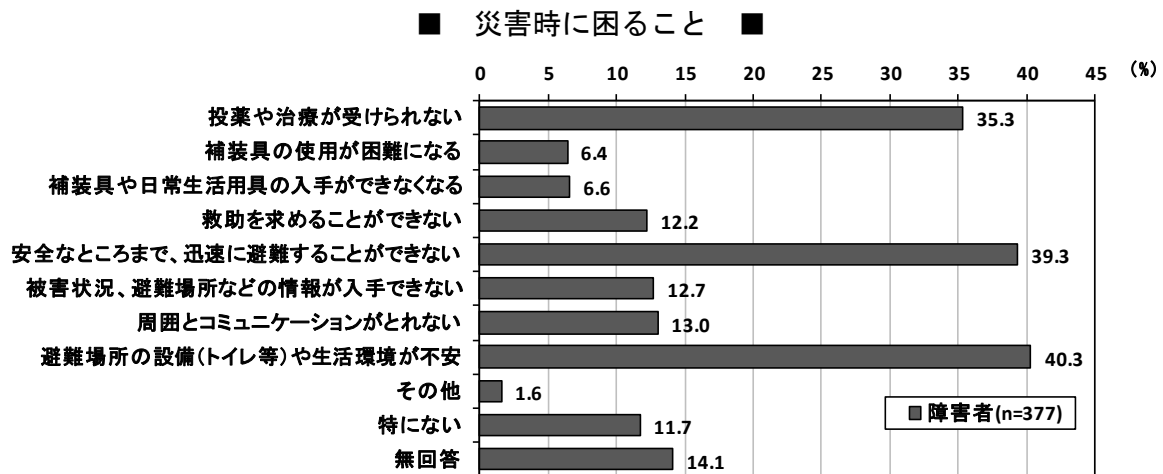
(1) 防災対策の推進

■ 現状と課題 ■

障がい者調査から、災害時の対応をみると、一人で避難できる人は37.7%、家族がいない場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人がいるのは34.5%、どちらも約3人に1人とどまっています。



また、火事や地震等の災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（40.3%）をはじめとして、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（39.3%）、「投薬や治療が受けられない」（35.3%）の3つが多くなっています。



本市では、災害時における要援護者に対する情報はそれぞれの民生委員より伝達することになっています。加えて、地区による避難訓練も行っており、実際の避難や地域避難マップ等を作成するなど、市民の防災意識を高めています。

また、避難行動をスムーズに行うために、個人情報に配慮しながら、要援護者台帳への登録者を増やし、名簿の整備を進める必要があります。

【 具体的な施策 】

施 策	内 容
避難・誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における要援護者に対する情報伝達体制や支援ネットワーク等について構築していきます。 ● 市民による地域防災マップの制作支援やパンフレット等の配布等を視野に入れ、要援護者自身の防災意識を高めていけるよう検討を行います。
避難場所となる施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、障がい者や高齢者をはじめとするすべての人が安心して避難できるよう、利用しやすい施設設備（トイレ等）を備えた避難施設の充実に努めます。

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

■ 現状と課題 ■

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、最近、障がい者や高齢者をねらった犯罪が多発しており、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組を充実することが求められています。

本市ではひとり暮らし高齢者等の自宅に、緊急時に簡単な操作で通報する緊急通報装置を設置することで、日常生活での不安解消及び緊急時の迅速な対応を行っています。

緊急通報装置の設置件数は、平成 28 年度末で 280 件となっています。

【 具体的な施策 】

施策	内容
緊急通報装置の充実	● 24 時間応答が可能な「緊急通報装置」の給付事業の充実を図ります。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

【基本的考え方】

- 社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。
- 障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

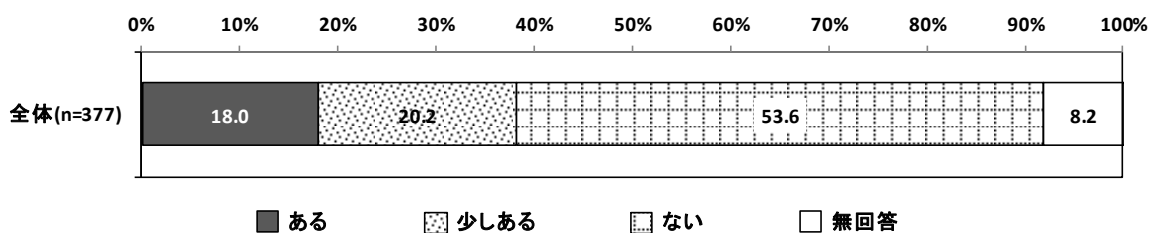
■ 現状と課題 ■

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成 28 年 4 月から施行され、これにより、何人も、障がいを理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。

本市では、毎年 12 月の障害者週間に合わせ、人権に関する講演会の開催や、市内各所でチラシ等を配布する街頭啓発を行い、障がいへの正しい理解と認識を深める啓発活動を行っています。

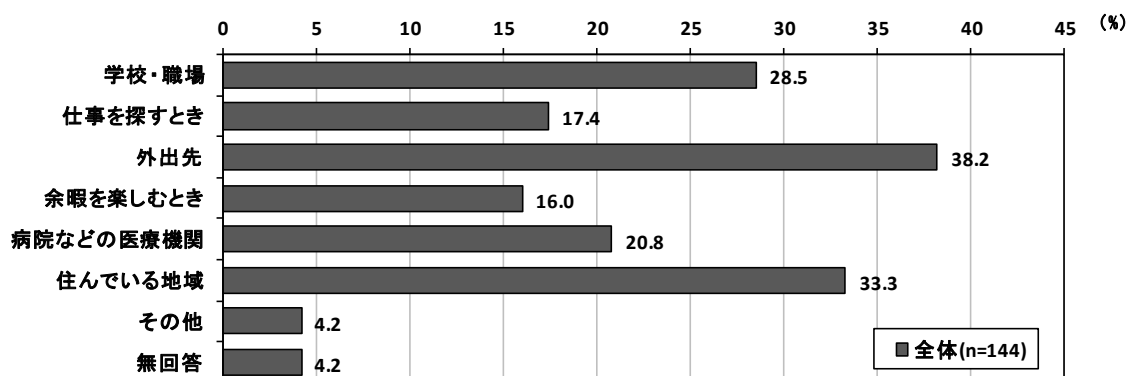
障がい者調査によると、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある人 38.2%（「ある」18.0%+「少しある」20.2%）と、依然として差別や偏見が根強く残っていることがうかがえます。

■ 障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）こと ■



差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所としては、「外出先」（38.2%）や「住んでいる地域」（33.3%）、「学校・職場」（28.5%）が多くなっています。

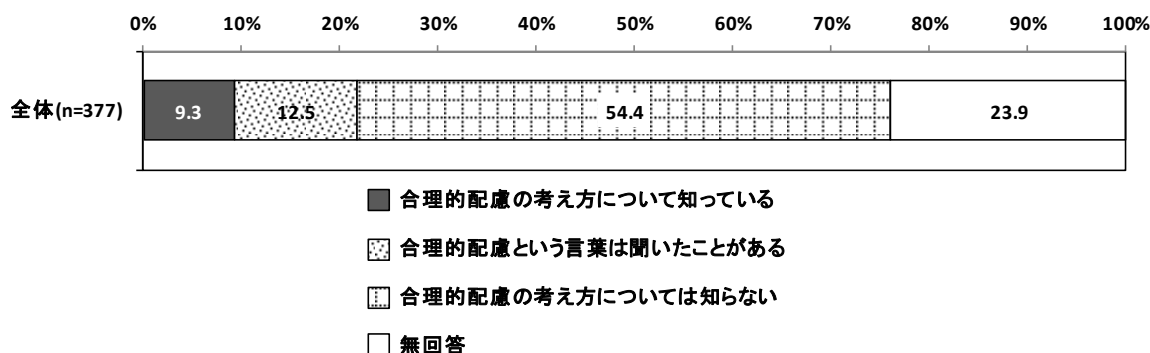
■ 差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所 ■



こうした中で、障害者差別解消法に位置づけられている『合理的配慮』についてみると、「合理的配慮の考え方について知っている」が9.3%、「合理的配慮という言葉は聞いたことがある」が12.5%、「合理的配慮の考え方については知らない」が54.4%となっています。

今後は、差別、偏見のない社会とするために、合理的配慮の考え方についての啓発活動を推進する必要があります。

■ 合理的配慮の認知状況 ■



【合理的配慮とは】

※障害者差別解消法では、障がいの「ある人」が「ない人」と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」としています。また、「合理的配慮」を行わないことは差別として位置づけられています。

※事例としては、「事業所において、知的障がい・発達障がい者の方から、言葉に出して意思表示することが難しいという申し出があったため、ジェスチャーやメモで意思表示を行うようにした」などがあげられます。

【 具体的な施策 】

施策	内容
広報紙等による理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 『広報やながわ』等を通じて、障がいと障がいのある人や障がい者福祉に対する市民の理解促進を行います。特に精神障がいについては、情報の普及に力を入れています。 市役所や福祉関係機関、医療機関等に設置するパンフレット等の内容をさらに充実させるよう努めます。
障害者週間における啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 12月3日～9日の「障害者週間」等を利用して、障がいのある人への理解、障がい者福祉の活動紹介を行います。

(2) 権利擁護の推進

■ 現状と課題 ■

様々な権利関係がある社会において、人権や財産が侵害されることなく、安心して日常生活を送ることができるよう、障がい者の権利擁護を一層推進するための体制づくりが求められています。

柳川市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、通帳・権利書等の保管、公共料金の払い込み、日常的な金銭管理等のサービス）について、啓発・広報活動を行っていますが、認知度が低いのが現状です。

今後も、援助が必要な障がい者と関係を持つ障がい者団体や相談支援専門員等と連携し、利用しやすい環境づくりが課題となっています。

また、判断能力が十分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）の法的な保護を目的とした制度に成年後見制度があります。介護者の高齢化、親族と疎遠になった障がい者の相談に対し、成年後見制度の申立て方法など、分かりやすい説明に努めています。なお、負担能力がない場合は申立てに要する費用や成年後見人等報酬について支援を行っており、引き続き制度の利用促進を図ります。

【 具体的な施策 】

施策	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会で実施している「地域福祉権利擁護事業」や「日常生活自立支援事業」等の権利擁護のための相談窓口についての周知に努め、必要に応じて連携を図ります。
成年後見制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、その利用の促進を図ります。

9 行政サービス等における配慮

【基本的考え方】

- 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行う。
- 行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

■ 現状と課題 ■

本市では、平成30年4月から「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する柳川市職員対応要領」を施行します。これに伴い不当な差別的取り扱いや合理的配慮の基本的な考え方について確認し、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう、努めていきます。

【具体的な施策】

施策	内容
障がいのある人についての理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">● 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」に基づき、市職員に対する障がいのある人に関する理解を促進し、窓口等における障がいのある人への合理的配慮等に努めるよう徹底を図ります。